

日医工MPI行政情報

<https://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

「令和2年度診療報酬改定の概要(Q&A・調剤)」

厚生労働省保険局医療課

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4310 山岸義彦
吉井優実
監修：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828 長岡俊広

※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合等があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。

※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご注意ください。

2020/3/26更新

- ・資料番号変更(20200318-1045-2→20200318-1047)
- ・P3に補足吹き出し追加

資料No.20200318-1047

本資料は、2020年3月5日の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

2. かかりつけ機能の評価

地域支援体制加算について

Q 地域支援体制加算について、調剤基本料1の実績要件は直近の1年間のものでよいか。

A 直近1年間の実績でよい。

Q 地域支援体制加算における地域の多職種と連携する会議への出席について、どのような会議であれば要件に該当するのか。

A この規定は、医薬・生活衛生局が作成する薬局KPIを参考に設定している。具体的なものは追って示す予定であるが、地域ケア会議などになる見込み。

Q 地域支援体制加算について、調剤基本料1に適用される実績要件は令和3年3月31日までの間はなお従前の例によるとされている。改定前に地域支援体制加算の届出を行っていなかった保険薬局であっても、令和3年3月末までの間は、改定前の基準を満たせば新たに届出を行うことが可能か。

A 改定前の基準を満たせば届出を行うことが可能。

2. かかりつけ機能の評価

服用薬剤調整支援料2について

Q 服用薬剤調整支援料2について、薬局が処方医に対して重複投薬等の解消にかかる提案したものの状況が変わらなかった場合、3月後に同一内容で再度提案を行った場合に服用薬剤調整支援料2は算定可能か。

A 同一内容の提案については算定できない。

Q 服用薬剤調整支援料2について、当該支援料を算定した事案に関してその後処方内容の見直しが行われ、2種類以上の減薬となり、服用薬剤調整支援料1の要件も満たすこととなった場合、服用薬剤調整支援料1を算定することは可能か。

A 算定できない。

元資料において「も」の誤字
「も」×→「用」○

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について

Q かかりつけ薬剤師指導料について、「患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。」とあるが、経過措置はあるのか。また、届出直し等は必要か。

A 令和3年9月末まで経過措置を設けている。また、届出直しは不要。

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」によれば、「令和2年3月31日において、届出を行っている保険薬局については、1（4）※にかかわらず、令和2年9月30日までの間は、なお従前の例により算定することができる。」とされているため、「令和3年」は「令和2年」の誤植の可能性が高い。

※「薬学管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。」を指す

3. 対物業務から対人業務への構造的な転換

①対人業務の評価の拡充

薬剤服用管理指導料「4」について

Q 薬剤服用歴管理指導料「4」について、医薬品医療機器等法施行規則及び関連通知に沿ってオンライン服薬指導を行う体制を有することを求めているが、具体的に何を指すのか。

A 今後、医薬・生活衛生局より示される予定。

②対物業務の評価の見直し

調剤基本料について

Q 特別調剤基本料については、保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は対象外とされている。次のうち、どの場合が特別調剤基本料に該当する可能性があるか。

- (a) 同一建物内に診療所及び薬局のみが所在する場合
- (b) 同一敷地内に複数の建物があり、診療所と薬局が別の建物にそれぞれ所在する場合
- (c) ビル内に複数の診療所及び薬局が所在する場合(いわゆる医療モールの場合)

A (b)のみ、特別調剤基本料に該当する場合がある。

Q 調剤基本料について、「複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合、当該処方箋のうち、受付が2回目以降の調剤基本料は、(中略)所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。」とある。2つの保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合、1つ目は100分の100、2つ目は100分の80となると思料するが、受付順序に特段の定めはないと考えて良いか。

A 特に定めはない。

4. その他の評価の見直し

経管投薬支援料について

Q 経管投薬支援料と薬剤服用歴管理指導料は同時に算定は可能か。

A 算定可能。

後発医薬品調剤体制加算について

Q 後発医薬品調剤体制加算について、1～3の後発医薬品の割合に変更がないので、要件を満たしていれば、改めての届出は必要か。

A 改めての届出は不要。